

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

| | |
|------------------|---|
| Title | 法的推論における「例外」の役割： 「原則/例外」図式の形式的な分析 |
| Sub Title | An analysis of legal exceptions with argumentation-based inference |
| Author | 西村, 友海(Nishimura, Tomoumi) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会 |
| Publication year | 2018 |
| Jtitle | 法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.117, (2018. 6) ,p.243- 267 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20180615-0243 |

法的推論における「例外」の役割

——「原則／例外」図式の形式的な分析——

西村友海

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
 - (一) 一階述語論理による表現の困難性
 - (二) 真理保存性と常識推論
 - (三) 常識推論と議論
- 三 議論のモデル
 - (一) 議論と非単調な推論
 - (二) Dung の議論意味論
 - (三) 若干の例示
- 四 法的推論の分析と特徴
 - (一) 「原則／例外」と「法的三段論法」
 - (二) 法的推論の特徴
- 五 おわりに

一 はじめに

法的推論はしばしば「論理的な」あるいは「演繹的な」推論であると言われる。このような法的推論の見方は、法的判断が一般に次のような三段論法の構造に従って書かれる（あるいは、そのように書かれることが望ましいといわれる）ことに現れている⁽²⁾。

- 図 1
- [大前提] 売買契約に合意した買主は、売買代金支払債務を負う。
- [小前提] a は売買契約に合意した買主である。
-
- [結 論] a は売買代金支払債務を負う。

このような法的推論のイメージに対しては、しかし従来より批判もある。そのうちのの一つは、法的推論において重要な役割を果たす「原則／例外」の構造が登場しない点に対するものである。例えば、図 1 では売主と買主の合意によって、売主が買主に対して売買代金支払請求権を獲得する場面が描かれているが、ここで例えば一方当事者に錯誤があったことが明らかとなったとしよう。このとき、上の結論は撤回⁽¹⁾され、a は代金支払債務を負わないという新たな結論が導出されることになる。というのも、代金支払請求権の根拠となる契約が無効となるからである（民法九五条本文）。しかし、このような考慮は図 1 には登場していない。つまり、図 1 からは「原則／例外」に基づく考慮が抜け落ちているのである。

このような法的三段論法の不足を補うためには、例えば陶久の指摘するように「原則／例外」図式に基づいて法的推論を理解するというアプローチもありうるだろう。陶久によれば法的思考には次のような考慮が含まれる。すなわち、「ある法的ルールが最も適切であるように思われた」が、「仮にその法的ルールを本件に適用するならば、そこから具体的に甚だ好ましくない帰結が生じると予想されたり、現に生じたりする」ことが認識されたとする。このとき、「この不

都合な帰結を避けるためには、当該法的ルールの適用を排除しなければならない」との判断の下で、「最初に思いついた法的ルールの適用を制限する」ことがある。⁽⁴⁾これが陶久のいう「原則／例外」図式である。確かに、このような図式は、例えば上の錯誤の場面などを適切に説明することができるかもしれない。また、このような理解は「法的三段論法」という見方からは抜け落ちる「原則／例外」構造の存在を指摘するものとして正当であるかもしれない。しかしこれには、例えば法的三段論法が論理学の形式的な推論をモデルとして持つような意味において、その推論のモデルを持たないという欠点がある。その結果として、「原則／例外」図式が具体的にはどのような仕組みになっているのか、またそれは法的三段論法という仕方で見えられず法的推論の構造と法的推論の内部でどのような関係を持っているのか、といった点を十分に明らかにできていないように思われる。⁽⁵⁾そこで、本稿ではこの「例外」を表現するための形式的なモデルを導入することによって、この議論の不足を補うことを目標とする。具体的には、「法的三段論法」モデルと「原則／例外」モデルの関係を明らかにすること、および「原則／例外」の構造が法的推論に何故必要なか・どのような働き方をするのか、を明らかにすることを旨とする。

本稿は、以下のように議論を進める。第一に、「原則／例外」の構造を表現するために必要な道具立てを検討する。ここでは、「法的三段論法」モデルという仕方では念頭におかれる単純な「論理」による表現と「原則／例外」構造の違いを確認することで問題の所在を確認する(第二章)。第二に、第一で検討された問題を踏まえ、「原則／例外」の構造を表現するために必要なモデルを導入する。ここでは、Dungの議論フレームワークを導入し、これに基づく「例外」の表現方法を確認する(第三章)。第三に、このモデルに基いて、法的推論の分析と特徴づけを行う。ここでは、議論フレームワークを用いることで「法的三段論法」と「原則／例外」という二つの思考様式の両方を取り入れた法的推論の構造を示した上で、その構造が法的推論に対してどのような特徴・機能を与えているのかを明らかにする(第四章)。

二 問題の所在

(一) 一階述語論理による表現の困難性

まず、問題の所在を明らかにするために「法的三段論法」モデルと「例外」との関係を確認しておこう。そもそも「法的三段論法」の図式では本当に「例外」の問題を捉えることはできないのだろうか。

この問題を見るために、より厳密に（とは言っても検討に必要な限りのものとして単純化した形で）一階述語論理を用いて法的推論を表現することを考えよう。例えば、「 a は売主との間で売買契約に合意した」を $P(a)$ 、「 a は売主に対して売買代金支払債務を負う」を $Q(a)$ と表し、大前提たる法規範「売主との間で売買契約に合意した a は、売主に

対して売買代金支払債務を負う」を実質含意 $L_6: \forall x(P(x) \rightarrow Q(x)) \rightarrow Q(x)$ とみなすならば、先に見た法的三段論法は普遍例化推論⁶⁾と前件肯定推論によって構成される図2の推論図と等価なものである。

さて、このような表現を利用するとき、次の二つの問題が生じる。

第一に、原則と例外とをそのままの形で同居させることはできない。何故ならば、そのようにすると矛盾が導出されてしまうからだ。例えば、例外「売主との間で売買契約に合意はしたが、その時点で錯誤に陥っていたような買主は、売主に対して売買代金支払債務を負わない」に対応する規範を実質含意 $L_7: \forall x(P(x) \wedge R(x) \rightarrow \neg Q(x))$ とし、事実「 a は錯誤に陥っていた」($R(a)$)を前提に加えたならば、 L_6 から $Q(a)$ が、 L_7 から $\neg Q(a)$ が、等しく演繹的に導出されることになる。その結果、図3のように矛盾が導出されることになる(ただし□は先に見た推論図を略記したものとす)⁷⁾。

図2

$$\frac{\frac{L_6: \forall x(P(x) \rightarrow Q(x))}{P(a) \rightarrow Q(a)} \quad P(a)}{Q(a)}$$

のような性質が成り立つのは、演繹的に妥当な推論が、前提が真であるならば結論は必ず真であるような推論（すなわち、真理保存的 *truth-preserving* な推論）であると想定されることに由来している。仮に、ある推論体系が非単調的であるとしよう。すなわち、その体系においてはある帰結が支持されなくなったにもかかわらずその前提が撤回されていないということがありうるとする。このとき、その体系には真理保存的ではない推論が含まれていなければならぬ。なぜならば、前提が撤回されていないにもかかわらず帰結が撤回されているということは、推論のどこかのステップで、真である前提から真ではない帰結が導出されていたということの意味しているからである。したがって、真理保存的な推論しか含まない推論体系は単調的でなければならぬのである。このように考えれば、「例外」が一階述語論理において適切に表現できないのは当然のことであろう。というのも、「例外」とは通常の場合にある帰結が導かれるような条件がなお存在する場合において、なおその帰結を撤回させるような場合を意味するのであって、その存在はそれが生じる推論体系が非単調的であることを意味しているからである。

ところで、そもそも真理保存的な推論は、我々の日常生活においては限定的なものである。我々の日々の推論実践を、常識に基づく推論ということで「常識推論 *Commonsense Reasoning*」というが、常識推論においては、真理保存性は（たとえそれが望ましい性質であるとしても）あまりに強い要請になるからだ。例えば、個体 α が飛ぶか否かを判断する場面を考えよう。ここで個体 α が鳥である、という情報を与えられたなら、「鳥は飛ぶ」という常識に基づき、「 α は飛ぶ」と推論するのが我々の日常的な推論であろう。しかし、この常識的な知識「鳥は飛ぶ」に基づく推論は、明らかに演繹的に妥当ではない。例えば α はペンギンかもしれないからだ。もちろん、ペンギンくらいであれば相手に「それはペンギンではないかい？」と聞き返してもよいかもしれない。しかし、例えば個体 β は我々にとつて未知の飛ばない鳥であるかもしれないし、もしかすると一般的に飛ぶとか飛ばないとかは言えず、月の出ている夜にしか飛ぶことができないような奇妙な種類の鳥であるかもしれない。また、これは種の問題に限られない。例えば、 γ は

羽根を怪我していて飛べないかもしれないし、種の問題と同様に、通常は想定しないような奇妙な反例を想定することが可能だろう。

「がこのような反例に該当しないことをいちいち確認するのは馬鹿げたことであるように思われるのではないだろうか。つまり、「偽なる事項を信じることは危険かもしれないが、真なる事項を信じないこともまた危険なことかもしれない」⁽¹⁰⁾のである。それゆえ、我々は通常、このような反例の可能性には目をつぶり、「は飛ぶだろう」と推論する。そうだとすれば、我々が普段行っている推論は、真理保存的な推論だけではないということになるだろう。

(三) 常識推論と議論

さて、このように真理保存的でない推論を許容するとき、問題となるのは帰結が矛盾する場合の処理である。というのも、推論が真理保存的でない以上、一度導出された帰結に反する帰結のちに得られる可能性が生じるからだ(例えば、上の個体⁹が後にペンギンであったと判明した場合を考えよ)。このような想定される矛盾を除去するために、常識推論においては帰結の撤回が必要となる。そのため、常識推論の形式化にとって重要なのは、この撤回の機構のデザインということになる。⁽¹¹⁾

ところで、撤回の機構をどのように実現するかについては、大きく分けて二つのアプローチが存在する。第一のものは、標準的な論理に対して非単調な性質を持った仕組みを導入することで非単調な推論体系(非単調論理)を定義しようというものであり、例えば一定の留保つきの推論を許容するような推論規則を組み入れるようなアプローチなどがこれにあたる。⁽¹²⁾これに対して第二のものは、論理を用いるのではなく、議論という別の構造に基いて推論を表現しようというアプローチであり、例えば議論において勝ち残る主張は何かという観点から非単調な推論を表現しようというものである。

これら二つのアプローチは元々は異なる問題関心から出発したものであったことから、当初は第一のものが非単調推論に関係し、第二のものは議論という（関連するにしても）異なる領域の問題であるとも考えられてきた。しかし、第二のアプローチに対して Dung の議論意味論が与えられて以降、議論に基づく非単調推論の分析の有効性が確認されることとなり、現在では第二のアプローチに基いて非単調的な推論を特徴づけるというアプローチが有力なものとなっている⁽¹³⁾。そこで、次章においては議論意味論を導入し、それに基づく例外許容的な推論の表現を検討する。

三 議論のモデル

(一) 議論と非単調な推論

ある事柄について、それを支持する論拠が提出され、あるいはそれに反対する論拠が提出されるような場面、すなわち議論 *argumentation*⁽¹⁴⁾ の場面を考えよう。先に見たような常識推論は、このような議論の場面として理解することができる。例えば先に見た鳥の例を考えよう。ここでは、当初「 α は鳥である」という情報から「 α は飛ぶ」という結論が導出されていたのが、後に「 α はペンギンである」という情報が登場した結果、先の結論が撤回され、新たに「 α は飛ばない」という結論が導出されていた。このような推論は、当初は受け容れられていた「 α は鳥なので飛ぶ」という主張が、「 α はペンギンだ」という新情報に基づく新たな主張「しかし、 α はペンギンなので飛ばない」によって反論された結果、撤回された（そして新たな主張が代わりに受け容れられた）場面と理解することができる。また、法的推論の原則・例外に基づく推論は、より自然に議論として理解できるだろう。「売買契約に合意した買主 α は代金支払債務を負う」という原則に基づく主張に対して、「しかし α は売買契約締結時に錯誤に陥っていたのだから α

は代金支払債務を負わない」という例外に基づく主張が反論として機能する、というのは日常的な法的議論の場面そのものだからである。このように、非単調推論を議論と見なすことよって非単調な推論を表現しようというアプローチが議論のモデルに基づくアプローチである。

(I) Dung の議論意味論

このような見方で非単調推論を捉えるとき、問題となるのは議論の構造をどのように表現するか、そして主張の正当化の条件をどのように与えるかという二点となる。このような問題に対して一般的な基礎を与えたものが、Dung の抽象的議論フレームワークとそれに基づく議論意味論である⁽¹⁵⁾。

Dung は議論の場に提出されている主張 (立論 *argument*) の集合と、どの立論がどの立論に対する反論となっているか (攻撃関係 *attack relation*) の情報に基いて議論を分析する枠組み (議論フレームワーク) を定義した。ここで、「立論」とは議論の場に提出されている理由つきの意見であり、典型的には一定の結論とそれを支持する理由とから成るものと想定されるが、さしあたりは内的構造を捨象し、抽象的な実体 (*abstract entity*) として扱われる。そのため、Dung の議論フレームワークの枠内では、立論は単にそれらの間で攻撃関係が成立し、正当化されたりされなかったりするような単位である、という程度の薄い意味づけしか持たない。また、「攻撃関係」は立論の間に成立する関係であり、 R を攻撃関係とすると、立論 A, B の関係 ARB は、 B が A に対する反論になっていることを表している⁽¹⁷⁾。

Dung はこのように極めて単純な形で議論を捉えた上で、立論の受容可能性 *acceptability* のほか、合理的な主体の信念集合を意味すると想定される立論集合の許容可能性 *admissibility* や、そこに含まれる立論が整合的となっていることを表す立論集合の無衝突性 *conflict-free* など、議論の分析のために必要な概念をこれらに基づいて定義した⁽¹⁸⁾。

議論の構造がこのような仕方、つまり議論フレームワークによって捉えられるとして、続く問題は主張 (立論) の

正当化条件はどのように与えられるかである。このような主張の正当化条件のことを Dung は議論意味論 *argumentation semantics* とする。Dung は議論フレームワークの定義と共にいくつかの観点から四つの意味論を与えたが、ここでは、そのうち最も懐疑的 (skeptical) なものとされる、Grounded Semantics (GS) を取り上げよう。⁽¹⁹⁾ GS は、争いのない主張および争いのない主張によって擁護される主張を正当化された主張として想定する意味論であるが、これは次のような手続によって求められる。⁽²¹⁾

1. まず、攻撃されていない立論の集合を考え、これを開始立論 *initial arguments* とする。
2. 次に、立論の集合から、開始立論に含まれる立論によって攻撃される立論を除去する。
3. 残った立論の集合をもとに、1と同様に開始立論を定める。
4. 2-3を繰り返し、開始立論に新たな立論が加わらなくなった時点での開始立論が GS の下で正当化される立論の集合 (Grounded Extension: GE) である。

この GE は、任意の議論フレームワークに対して必ず一つ、そして唯一つ与えられるといった、よい性質を持っていることが知られている。⁽²²⁾

(三) 若干の例示

このような枠組みが、非単調推論をよく捉えているということを鳥の例および錯誤の例で確認しよう。

まず、鳥の例から見よう。A₁を「Aは飛ぶ。何故ならばAは鳥であり、一般に鳥は飛ぶからである」という主張、A₂を「Aは飛ばない。何故ならばAはペンギンであってペンギンは飛ばないからだ」という主張とすると、鳥の例における立論の集合は {A₁, A₂}となる。また、ここではA₂がA₁に対する唯一の反論となっているから、攻撃関係は (A₂, A₁) のみである。このような議論フレームワークは、図示するならば図4の有向グラフのようになる。

さて、このときGSの下で正当化される立論を見てみよう。ここで攻撃されていない立論は A_2 のみであるから、開始立論は $\{A_2\}$ となる。そして、これに含まれない立論 A_1 は、 A_2 によって攻撃されることから除去され、この時点で開始立論はこれ以上拡大することができなくなる。つまり、この議論フレームワークのGEは $\{A_2\}$ となる。したがって、正当化される立論は A_2 。「 α は飛ばない。何故ならば β はペンギンであってペンギンは飛ばないからだ」のみとなる。

図4 同様に、錯誤の例を見よう。 A_3 を「 α は債務を負う。何故ならば、売買契約に合意した買主は債務を負うのであり、かつ β は売買契約に合意した買主だからである」という主張、 A_4 を「 α は債務を負わない。何故ならば、売買契約に合意した買主であつてもその意思表示に錯誤がある場合には債務を負わないのであり、かつ β は売買契約に合意した買主であるがその意思表示に錯誤があつたからである」という主張とすると、錯誤の例における立論集合は、 $\{A_3, A_4\}$ となり、攻撃関係は (A_4, A_3) のみとなる。この議論フレームワークも同様に図示すれば、図5のようになる。

図5 このような議論フレームワークは鳥の例と同一の構造であり、攻撃されない立論 A_4 のみがGEに含まれ、 A_3 はGEに含まれないことになる。したがって、正当化される立論は A_4 。「 α は債務を負わない。何故ならば、売買契約に合意した買主であつてもその意思表示に錯誤がある場合には債務を負わないのであり、かつ β は売買契約に合意した買主であるがその意思表示に錯誤があつたからである」のみとなる。

このような議論フレームワークが非単調推論を適切に捉えていることは、鳥の例であれば A_2 を除去すれば A_1 が、錯誤の例であれば A_4 を除去すれば A_3 が、代わりに正当化されるということから容易に確認できる。このようにして、非単調推論すなわち「例外」許容的な推論は、議論フレームワークに

図5

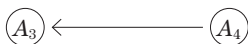


図4



よって表現されることになる。

四 法的推論の分析と特徴

(一) 「原則／例外」と「法的三段論法」

前章で確認したとおり、「例外」許容的な推論は議論フレームワークによって表現することができる。したがって、法的推論を「例外」許容的な推論の一種と見るならば、それは議論フレームワークを用いることで適切に特徴づけることが可能であるように思われる。ところで、先に見たDingの議論フレームワークは、その抽象的議論フレームワークという名前の通り、立論および攻撃関係に関して抽象化して定義された推論システムであり、それらが満たすべき条件をほとんど与えていない。そこで、これを用いて法的推論を特徴づけるということは、法的推論における「立論」および「攻撃関係」がどのようなものとなり、どのように条件づけられるものなのかについて具体化するこ

とによってなされることになる。

まず、立論の満たすべき条件から検討しよう。そもそもDingの議論フレームワークにおいて、立論とは成立する立論の間の攻撃関係に基づいて比較され、最終的に正当化されたり拒却されたりするようなものであった。そのため立論は、それが最低限、他の立論からの攻撃を受けていない限りにおいて正当化されるような余地のあるものがある必要がある。したがって、次のような種類のものは法的な立論としての適格を欠くものだと考えてよいだろう。

第一に、理由を伴わない主張である。例えば、錯誤の例における立論②の代わりに、「 α は債務を負う」という主張を考えよう。このような主張は、日常的な議論の場面ならばいざしらず、法的な主張としては β のような反論を

俟つまでもなく、受容されない主張であろう。というのも、このような主張は法的な議論においてそれが受容されるべき根拠を全く示していないからである。

第二に、理由を一応伴ってはいるが、それが法的に正当な理由づけではないような主張である。例えば、同様に A_3 の代わりに、「 a は債務を負う。なぜならば b は嫌われ者だからである」というような主張を考えよう。このような主張も反論を俟つまでもなく受容されないだろう。というのも、このような主張は根拠を示してはいるにせよ、その根拠はその主張が法的な議論の場面で受容されるべきものであることを示してはいないからである。

これらの不適格な立論を排除するための立論の条件として一つの有望な案は、法的な立論は法的三段論法に従って構築されていなければならないという条件だろう。このように考えれば、法的な立論は、法規範および認定された事実に基づく演繹のような構造を持った論証によって表現されていなければならないということになる。⁽²³⁾

つづいて、攻撃関係の満たすべき条件を検討しよう。攻撃関係は、ある立論が他の立論に対する反論となるということの意味する関係であり、それは方向を持つものなのであった。ここで再度、先に見た錯誤の例を思い出そう。錯誤の例において、立論 A_1 は A_2 によって攻撃されているが、逆に A_2 は A_1 によって攻撃されてはいない。つまり、例外に基づく立論は原則に基づく立論に対する反論となるが、逆に原則に基づく立論は例外に基づく立論に対する反論とはならないのである。したがって、法的な立論の間の攻撃関係は、その立論が基礎としている規範の間に存在する「原則／例外」関係によって条件づけられると考えてよいだろう。すなわち、法的な立論の間の攻撃関係は、それらに基づく規範が「原則／例外」の関係に立っている場合に、「例外」に基づく立論から「原則」に基づく立論に対して成立するのである。⁽²⁴⁾

仮に法的推論がこのような構造を持つと考えてよいとすれば、ここで冒頭で挙げた問題の一つ、すなわち「法的三段論法」と「原則／例外」図式の関係が明らかとなる。「法的三段論法」は、法的な議論フレームワークにおいて可

能な立論を条件づけるものである。それは帰結が正当化されるべき条件を十分に語っていないわけではなく、そこで構築された立論に対する反論が提出されない限りにおいて帰結が擁護されるべき条件を与えていることになる。他方で、「原則／例外」図式は、最終的に受容される立論の条件を与えるものである。「原則／例外」図式は、「法的三段論法」に基づいて構築される立論が複数提出された場合において、最終的に受容されるべき帰結を定義するため用いられるということになる。つまり、法的推論は少なくともこのような二層を持つており、「法的三段論法」と「原則／例外」図式とは、これら二層に対応しているのである。

(二) 法的推論の特徴

では、先に示したような法的推論の構造がある程度適切なものであるとすれば、このような構造からはどのような特徴が読み取れるだろうか。ここではさしあたり三つの特徴を指摘することができるだろう。

第一に、法的推論は阻却可能性 *defeasibility* をもつ推論であるから、そこでの導出は演繹的な推論に比べると弱いものになっているということである。

先に見たように、法的推論は非単調的なものであるから、そこで導出される帰結は、導出の時点で可能であった他の立論との関係において指示されたものであるにすぎない。そのため、法的推論の帰結は例えば新事実の発見などによって可能となる新たな立論によって阻却 *defeat* される可能性を残すようなものだということになる。⁽²⁵⁾これに対して、演繹的な推論においては、前提が撤回されない限り、いかなる事情が追加されようとも帰結は常に支持され続ける。このように、法的推論における導出は、演繹的な推論における導出に比べて弱いものになっていることがわかる。第二に、しかし第一のような弱点を持つことで、むしろ法的推論は情報が十分にはない場合であっても一定の結論を導出する機能を持つ。第二章の例を思い出そう。一階述語論理によって法的推論を適切に表現しようとする、矛

盾を回避するために前件がどんどん肥大化していくのであった。一階述語論理のような単調な推論体系において許容される推論は、その帰結後に撤回されないという強い地位を与える代償として、帰結を否定するあらゆる事情を前提として持つ必要があるからである。これに対して、例外許容的な法的推論は、より少ない前件に基づいて推論を表現することが可能となり、導出のために必要な情報は真理保存的な推論よりも少なく済む。つまり、法的推論は帰結を支持する力が弱められている代わりに、導出のための前提を過剰に要求することのない、合理的な推論となっているのである。⁽²⁶⁾

第三に、しかしこれらの推論は、全くの場当たりのものではなく、規範によってあらかじめ規定された構造の下でなされるものである。先の検討を思い出そう。法的な立論は、原則であれ例外であれ、法規範に基づく三段論法に基いて構築され、後にそれらが基礎としている規範の間の「原則／例外」関係に基いて正当化されたり阻却されたりするのであった。このことは、法的に可能な立論の範囲があらかじめ制限されており、またそれが恣意的な仕方ではなく規範間の「原則／例外」関係によって比較されるということを意味している。すなわち、法的判断は、その阻却の場面を考慮に入れてなお、あらかじめ規範的に規定されたものとなっているのである。

五 おわりに

当初に挙げた問題を確認しよう。本稿の目標は、①「法的三段論法」モデルと「原則／例外」モデルの関係を明らかにすること、そして②「原則／例外」の構造が法的推論に何故必要なのか・どのような働き方をするのか、を明らかにすることであった。①に対する解答は、それが法的推論の二層——議論フレームワークにおける立論の構成と攻撃関係の定義——にそれぞれ対応しており、両者を組み合わせることで法的推論をより正確に捉えることができる、

というものである。そして、②に対する解答は、それが法的推論に、厳密ではないが不十分な情報しか得られない状況下においてなお合理的な推論を可能とする機能を与え、かつ徐々に増えてゆく情報に基づいて推論結果を修正する際においてなお、そのやり方を規範的に規定するような機能を持っている、というものである。もちろんこのような特徴づけは必ずしも目新しいものばかりではないだろう。しかし、形式的なモデルに基づく分析は、これらの諸特徴を内容に立ち入ることなく、明瞭な仕方を取り出すことができるという利点を持っている。

ところで、本稿ではこの形式的なモデルをあくまでも分析の道具として用いてきたが、このモデルを法的判断の正統性の規準を与えるようなものと理解することも可能であろう。仮にこのように理解するとすれば、本モデルのように形式的に適切に定義されたモデルからの帰結を人間よりも（計算間違いをしない等の点で）よりよく扱うことのできる機械による判断は、人間の判断以上に正統なものといわれてしまうのではないだろうか。本稿では以上のような問題には立ち入らないようにしたが、以上に述べたような問題は今後の課題である。

(1) 次の図において表現された法的判断は「債務」を中心としたものであり、債権ではなく債務が中心となることに若干の不自然さを感じられるかもしれない。これは、債権を中心に表現すると以降で買主の意思表示に錯誤があった場合を検討するに際して図が煩瑣なものになってしまう、という都合によるものである。すなわち、債権者が売主であるのに対し錯誤主体が買主となることから変項が二つ必要となり、実質含意が多重量化される結果、例化推論規則がそれだけ必要になってしまっているのである。しかし、あくまでもこれは説明の都合の問題にすぎず、適切に変項を用意すれば債権を中心とした形に書き直すことが可能であり、大きな問題ではない。

(2) 例えば田中成明は「大前提である法規範に、小前提である認定された事実をあてはめて、判決が結論として導き出されるという、演繹的推論」すなわち「法的三段論法」を「法の適用過程」と見なす見方を「一般の見解」として紹介している。

田中成明『現代法理学』（有斐閣、二〇一一）五〇八頁。

だが、そもそも法的推論がこのような「論理的」な仕方で行われることが望ましいことであるように感じられたり、上の

ような見解が「一般的見解」となったりするのは何故だろうか。しばしば指摘される理由には、大きく分けて二種類のものがある。第一の理由は、そのような構造を持っていることが法的判断の、典型的には判決の正当化にとって必要（あるいは有用）だからだ、というものである。例えば、法解釈が論理的（あるいは客観的・必然的）であればこそ、法文の持つ正統性（典型的にはそれは民主的正統性である）がその帰結たる判決に転移し、それゆえに判決が正当化されるのだ、という主張はこれにあたるだろう。このような理由を援用するものとしては、例えば大屋雄裕「法解釈の言語哲学」（勤草書房、二〇〇六）一―三頁や安藤馨「最高ですか？…提題」安藤馨＝大屋雄裕「法哲学と法哲学の対話」（有斐閣、二〇一七）二五―二頁以下・二五四―二五五頁などが挙げられる。第二の理由は、それが法学あるいは法解釈学が成立するための基礎となるからだ、というものである。すなわち、法解釈が判断者による恣意的判断ではないからこそ、法学者は単なる政策提言や自己の選好の表明としてではなく、学理的なものとして、自身の見解を提示することができるということになるというのである。例えば、若手法学者の法解釈学に対する疑念を一つの背景として盛り上がったいわゆる戦後法解釈論争などはこの種のものだといえるだろう。川島武宜ほか「法解釈学の「科学性」（座談会）」法時二六卷四号（一九五四）三八七頁以下。もちろん、これらの理由は相互に全く無関係というわけではなく、また排除しあうようなものでもない。なお、同様にこれらの視点の区別を指摘するものとして、例えば田中成明「法的思考の合理性」法教二〇号（一九八二）三八頁以下・四〇―四一頁など。

(3) 陶久利彦「原則／例外」図式と信頼関係論―民法六一二条二項を題材にして―法セミ五三卷三号（二〇〇八）三〇頁以下・三一頁。同様に、「原則／例外」という思考様式が法的思考の基礎となつていることを主張するものとして、服部高宏「原則と例外―法教義学の一側面―」山下正男（編）『法的思考の研究』（京都大学人文科学研究所、一九九三）一一九頁以下。

(4) このような表現からは「原則／例外」図式は、明文上適用が予定されている事例において、しかしその規定を適用しない、というような場合においてのみ妥当するような思考であつて、法的思考一般に妥当するようなものではないように思われるかもしれない。しかし、例えば、陶久は構成要件該当性に対する違法性阻却事由を挙げ、「それ以前にあつては上のような論理が展開されていたことだろう」と想定されるような思考が「既にルール化されている」結果のものであると説明していることからすれば、必ずしも明文化された「例外」を排除するようなものではないだろう。参照、陶久・前掲注（3）・三一頁。また、樺島も陶久のこの主張から、「原則／例外」図式は実定法上の条文関係一般を含む形で広く用いることが可能

であると主張している。樺島博志「法的思考の基本構造—実体法と手続法の思考枠組（小特集 実体法と手続法）」法時八二巻一―号（二〇一〇）八〇頁以下、八一頁。

- (5) 実際、陶久自身はこの「原則／例外」図式をむしろ価値判断の問題と関連づけて検討しており、その形式的な分析にはそこまで立ち入っていない。陶久利彦「法適用と価値判断—法哲学研究者の観点から—」伊藤滋夫（編）『基礎法学と実定法学の協働』（信山社、二〇〇五）三頁以下・特に九頁。確かに、原則・例外の構造は、（後に二（一）で見るように）「三段論法」のような伝統的な論理学が対象としてきた意味での形式的な推論ではない。しかし、例外が認められれば原則に基づく推論は（もちろんこれまた「原則的に」ではあれど）撤回されるという意味において、「原則／例外」思考もまた、ある程度は形式的に定まっているといえるだろう。それは例えばここで例示した錯誤のような明文上明らかな「例外」に関しては当然に当てはまるであろうし、陶久がいうように例外に基づく原則の阻却に基づく原理間の優劣に基づくのであれば、明文上明らかなではない種類の例外に対しても妥当するよう思われる。

- (6) この「例化」はいわゆる「当てはめ」と類似したものであるが、これらを同視してよいかにはやや問題がある。本稿ではこのような問題には立ち入らないが、例えばこのよう問題を取り扱うものとして、亀本洋「法を事実当てはめるのか、事実を法に当てはめるのか」法哲学年報（二〇一三）一三頁以下・一九頁、太田勝造「裁判における証明論の基礎—事実認定と証明責任のベイズ論的再構成」（弘文堂、一九八二）一三一―一三四頁などを参照。また、同視するものとしては永島賢也「争点整理と要件事実—法的三段論法の技術」（青林書院、二〇一七）四三頁など。

- (7) 念のため注記しておけば、一方の帰結を排除するということはできない。というのも、先述の通りどちらの帰結も前提から演繹的に導出されており、その意味で等価だからである。

- (8) もっとも、例えば「例外があるにもかかわらず、これを枚挙せざるに法準則をただ単純に述べるだけでは、これは不正確で不完全な言明にすぎない」と考えれば、この「組入」を歓迎すべきであるようにも思われる。ロナルド・ドゥウウォーキン（木下毅ほか訳）『権利論（増補版）』（木鐸社、二〇〇四）一八頁。しかし、このような想定は本文で述べた通り実際の推論と乖離する点で意味がないということに加え、次の二つの問題がある点で適切ではないように思われる。第一に、このような立場からは、例外は理論的には事前に全て枚挙可能なものだということになる。このような主張は、しかし例えば時代の変遷によって新たに生じる例外の問題や、立法当初考慮されていなかった例外が問題を前にして明らかになるという問題（暗黙の例外 *implicit exception*）の問題を取り扱うことができなくなる点で不合理である。例えば、D'Almeidaはこのよう

な立場を「組入主義者 incorporationists」と呼び、例外の枚挙不可能性を適切に捉えていない点で批判した。Louis Duarte, D'ALMEIDA, ALLOWING FOR EXCEPTIONS: A THEORY OF DEFENCES AND DEFENSIBILITY IN LAW (2015), p. 5. 第二に、組み入れを行った場合、原則と例外との関係を含めた一般法と特別法の関係というものは一般に記述できなくなる。というのも、実質含意⁷⁾と⁸⁾を比較すれば分かる通り、それらは単に前件が異なる二つの実質含意としてしか記述されないからである(組み入れ前の前件を比較すれば、それらは包含関係の点から表現できたかもしれないのに、である)。しかし、⁹⁾が原則を表しており、¹⁰⁾が例外を表している、という関係は、単にそれらが適用される場面を異にするという平板な関係に尽きるものではないように思われる。

(9) これに対してある種の「仮定」が想定されるのだ、と考える立場も可能に思えるかもしれない。しかし、このように考えた場合には、この「仮定」がどのような身分を持つのかという新たな問題が生じる。そして、このような問題を直接に取り扱うのが、後に見る常識推論の問題なのである。

(10) Donald Nute, *Defeasible Logic in Web Knowledge Management and Decision Support* 151-169 (2003), pp. 151-152. 常識推論の研究は、自動定理証明などの分野で成果を挙げってきたホーン節論理が、このような問題(いわゆる「条件付け問題」「フレーム問題」など)の処理にとって無力であったとどういかに一つの端緒がある。Marvin Minsky, *A Framework for Representing Knowledge*, in *The Psychology of Computer Vision* 211-277 (Patrick Henry Winston & Berthold Horn eds., 1975). 赤間世紀『計算論理学入門—AIとコンピュータサイエンスの論理的アプローチ』(啓学出版、一九九二)一九一頁。

(11) Nute, *supra* note 10, p. 152. なお、このような問題は同時に、認識論における間接的な知識の正当化の問題(例えば、直接的な知覚「あれが赤く見える」から間接的な知識「あれは赤い」を導くことが何故許されるのか、といった問題)とも関連したものである。特に認識論の研究でも知られる Pollock は、このようにある帰結を導出することの「一応の理由 *prima facie reason*」となるものと、それによって正当化される推論が阻却される条件の問題に着目し、早くから議論ベースでの非単調推論の研究を行っている。E.g. John L. Pollock, *Defeasible Reasoning*, 11 *COGNITIVE SCIENCE* 481-518 (1987). Pollock による拒却の種類に関する分析——より強い論拠によって反対の帰結が導出されることと帰結が拒却される *rebuttal* とある理由の帰結を支持する力を弱めるだけで反対の帰結を必ずしも導出しないような *undercutting* との区別——などは、人工知能の領域における非単調的な推論の研究にも影響を与えている。Henry Prakken & John Horty, *An appreciation of John*

Pellocks work on the computational study of argument, 3 ARGUMENT & COMPUTATION 1-19 (2012).

- (12) 代表例は「それに反する情報がない限り……と想定する」といった形式の推論(デフォルト推論 *Default Reasoning*)を体系化したデフォルト論理 *Default Logic* であり、これは最終的に導出される帰結に対して整合的であることを条件とした導出を許容するような推論規則(デフォルト *Default*)を用いて非単調的な推論を表現するというアプローチである。
Raymond Reiter, *A Logic for Default Reasoning*, 13 ARTIFICIAL INTELLIGENCE 81-132 (1980). ただし、これには例えば最終的に導出される帰結を何であるかと想定するかによって複数の帰結集合の可能性を許容する場合があったり(ニコソン・ダイヤモンドの問題)、帰結が存在しない場合があったり(三すくみ)の例など)するなどの問題点が知られていた。また、デフォルト論理にはこれらの問題を解決を図ったり、さらに累積性 *cumulativity* や準単調性 *semi-monotonicity* などのよい性質を与えようと改良された複数のバージョンが考案されるなどしており、多様で複雑なものになっていた。Grigoris Antoniou, *A Tutorial on Default Logics*, 31 ACM COMPUTING SURVEYS 337-359 (1999). もちろん、一人で行われる推論と複数人でなされる議論とを一体のものとして理解するという発想は必ずしも新しいものというわけではなく、先行的な業績としてはしばしばニコラス・レッシャー(内田種臣訳)『対話の論理—弁証法再考』(紀伊國屋書店、一九八一)などが指摘される。E. g., Henry Prakken & Gerard Vreeswijk, *Logics for Defeasible Argumentation*, 4 in HANDBOOK OF PHILOSOPHICAL LOGIC 219-318 (Dov M. Gabbay & Franz Guenther eds., 2nd ed. 2002), p. 229; 高橋文彦『法的思考と論理』(成文堂、二〇一三)八九頁。
- (13) 若木利子=新田克己『数理議論学』(東京電機大学出版局、二〇一七)一一頁、沢村一「数理議論学の発展—動向と今後の展望—」人工知能学会誌二五巻三号(二〇一〇)四〇九頁。
- (14) argument と argumentation はともに「議論」と訳出されることがあるが、本稿においてこの二つは異なった意味を持つ。以下では高橋にならう、前者を「立論」と、後者を「議論」とそれぞれ訳すことにする。これらの訳語の選択については参照、高橋文彦「法律家の論理—法的な“argument”およびその“defeasibility”」亀本洋(編)『法と科学の交錯』(岩波講座 現代法の動態) (岩波書店、二〇一四)一七一頁以下・一七六—一七八頁。
- (15) Phan Minh Dung, *On the acceptability of arguments and its fundamental role in nonmonotonic reasoning, logic programming and n-person games*, 77 ARTIFICIAL INTELLIGENCE 321-357 (1995). 非単調推論を議論と見立てて分析する。とらうアプローチは Dung によるこの試みが初とらうわけにならう。E. g., Henry Prakken, *An argumentation framework in default logic*, 9

- ANNALS OF MATHEMATICS AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE 93-132 (1993); John L. Pollock, *Defeasible Reasoning*, 11 COGNITIVE SCIENCE 481-518 (1987). また、本稿では触れないが、Dung のフレームワークが立論と立論との関係に基づいて議論の分析および正当化条件の定義を行うという「宣言的」なアプローチであるのに対して、議論の「手続的」な側面に着目することで議論のモデルを構築しようという有力なアプローチも存在する。このアプローチの代表例としては、Gordon による手続的な議論モデルが挙げられるだろう。Prakken はこれら二つのアプローチを比較し、議論の十全な分析のためには Dung のような「宣言的」な議論の分析だけでなく、そのような手続的なモデルが組み合わされる必要があると指摘している。
- THOMAS F. GORDON, THE PLEADINGS GAME: AN ARTIFICIAL INTELLIGENCE MODEL OF PROCEDURAL JUSTICE (1995); Henry Prakken & Giovanni Sartor, *A logical analysis of burdens of proof*, in LEGAL EVIDENCE AND PROOF: STATISTICS, STORIES, LOGIC (Hendrik Kaptein, Henry Prakken, & Bart Verheij eds, 2009), p. 19.
- (16) 若木⇨新田・前掲注 (13)・三二頁。もっとも、これはあくまでも議論フレームワークの説明として述べられたものにならず、定義ではない。実際、必ずしもそのような内的構造を持たないが、しかし有用な議論フレームワークは想定可能である。例えば、「 a と b が結婚する」のような婚姻関係(あるいはその提案⇨プロポーズ)を立論とし、「 a と b との結婚より a と c の結婚のほうがより望ましい」という選択関係を攻撃関係とする議論フレームワークを定義すれば、安定結婚問題(stable marriage problem)の解を議論意味論によって与えることができる。しかし、明らかにこの立論は「理由付きの見」ではなく、強うて言えば単なる文である。Dung, *supra* note 15, pp. 337f; Pietro Baroni & Massimiliano Giacomin, *Semantics of Abstract Argument Systems*, in ARGUMENTATION IN ARTIFICIAL INTELLIGENCE (Iyad Rahwan & Guillermo R. Simari eds, 2009).
- (17) この攻撃関係は方向を持つため、 ARB と BRA とは異なる意味を持つ(前者は A が B に対する反論となることを意味しており、後者は B が A に対する反論となることを意味している)。それゆえ、 ARB だからといって必ずしも BRA とはならない。例えば、個体 γ が鳥であるが故に飛ぶという主張に対して、個体 γ がペンギンであるがゆえに飛ぶという主張は反論となりうる。しかし、その逆は成り立たないだろう。
- (18) Dung, *supra* note 15, p. 326. それぞれの Formal な定義は以下の通りである。
- ・立論集合 S に関して、立論 A が受容可能 *acceptable* であるのは、 A を攻撃するどのような立論 B に対して、 S に含まれる立論 C による攻撃が存在する場合、かつその場合に限る。

・立論集合 S が許容可能 *admissible* であるのは、 S が無衝突であって、 S に含まれる立論が各々 S に関して受容可能である場合、かつその場合に限る。

・立論集合 S が無衝突 *conflict-free* であるのは、 S に含まれるどの立論 A, B に関してもしも攻撃関係が存在しない場合、かつその場合に限る。

これらの定義は “*The one who has the last word laughs best.*” という格言に基づいて Dung が採用したものである。Dung, *supra* note 15, pp. 322, 326. 沢村・前掲注 (13)・四一〇頁。とりわけ受容可能性は議論フレームワークの様々な考察の基礎をなす最も基本的な概念であり、Dung によって与えられたオリジナルな四つの議論意味論は、すべてこの概念に基いて与えられている。

(19) なお、この意味論に関しては後にいくつかが提案されており、どのような特徴に基いて正当化条件を与えるかそれ自身が研究対象となっている。沢村・前掲注 (13)・四一〇頁、若木・新田・前掲注 (13)・四二頁以下。

(20) GS について、若木・新田・前掲注 (13)・三五頁はこれを「基礎意味論」と訳すが、以降の定義を見れば分かる通り、要するに確実な基礎を持つ立論のみを正当化される立論と考えるような意味論であり、「基礎づけ意味論」とか「確実性意味論」のように訳すほうが適切ではないかと思われる。

(21) Baroni & Giacomini, *supra* note 16, p. 36f. Formal には、受容可能性に基づいて定義される以下の特性関数 F の最小不動点として定義される。

$$F : 2^A \rightarrow 2^A, \\ F(S) = \{A \mid A \text{ は } S \text{ に関して受容可能である}\}$$

ただし、 A はその議論フレームワークにおける全ての立論の集合であり、 S は任意の立論集合とする。これは、すぐ下で述べる最初の「開始立論」を右記関数 F に基いて拡大していった結果得られる最大の集合と一致することが知られており、この場合、開始立論の定義が想定に、開始立論の拡大の仕方が想定にそれぞれ対応していることになる。

(22) 若木・新田・前掲注 (13)・三九頁；Baroni & Giacomini, *supra* note 16, p. 36f. これ以外の三つの意味論については、GE の持つこのようなよい特徴を持たず、例えば Extension を複数持つ場合 (つまり導出される帰結を一意に決定できない場合) や Extension を持たない場合 (つまり導出される帰結が定義できない場合) などを許す。また、Dung は他の非単調的な推論体系や推論体系以外のものと自身が定義した四つの意味論との対応関係を示している。例えば、*Stable Semantics* の

下で正当化される立論の集合 *Stable Extension* は、デフォルト論理において導出される帰結 (*Extension*) や、議論フレームワークによって表現された安定結婚問題や協力的 n 人ゲームの解などに相当するというのが示されている。Dung, *supra* note 15, pp. 341, 337, 336. Dung の議論フレームワークの強みはこのような仕方で複数の非単調推論を (そして非単調推論以外の数学的構造をも) 同一の基礎の上で比較することを可能にしている点である。

(23) このように考えるとき、法的な立論は例えば当初見たような一階述語論理における証明図・推論図と似たようなものになると考えられるが、その場合であっても、法的な立論を構築するために利用される推論規則と真理保存的・演繹的な推論を表現するために利用される推論規則とは区別されるほうがよい。このように阻却可能推論規則と阻却されない (＝厳格 *strict* な) 推論規則とを区別した上で、詳細に議論を分析するための道具立てとして例えば ASPIC+ などが挙げられる。

Henry Prakken, *An abstract framework for argumentation with structured arguments*, 1 ARGUMENT & COMPUTATION 93-124 (2010). によって表現した法的推論の枠組は、この枠組の下で阻却可能推論規則と反駁 (*rebuttal*) 関係を用いて表現することができるが、本稿の目標との関係ではこれらをフルスケールで表現する必要はないと考えたため省略した。なお、Prakken 自身はこれを法的な議論の全体を分析するためのツールとしてよく利用できると示すため、実際の法廷における議論をこれで表現しようとする。E. g., Henry Prakken, *Reconstructing Popov v. Hayashi in a framework for argumentation with structured arguments and Dungean semantics*, 20 ARTIFICIAL INTELLIGENCE AND LAW 57-82 (2012).

ところで、このように表現した場合、当然ながら第二章第一節で見た一階述語論理の推論図に対応した矛盾を導出する立論が構築可能となるが、このような表現の下ではそれら矛盾を導出する立論もまた立論として (一応) 許容された上で、例えば自己論駁的な立論として扱われ、攻撃関係によって阻却されることになる。若木・新田・前掲注 (13)・一二八頁以下・Prakken, *supra* note 12, p. 258. この意味で、議論フレームワークは矛盾許容論理とは異なる仕方で矛盾に対する抵抗力を持つ推論体系になつていくこともできる。実際、Prakken の初期の問題関心の一つは「不整合性に寛容な推論 *inconsistency tolerant reasoning*」を表現する方法であり、この一つの方法として、議論による推論の表現を検討している。Prakken, *supra* note 15, p. 94.

(24) このように考えるとき、しかし実は困難な問題が一つ残っている。というのも、このような定義では立論を構成する規範が複数になった場合——例えば著作権法の二条のように定義規定を経由する場合など——において、どの規範とどの規範との間の「原則／例外」関係に基づいて立論の阻却を判定すべきかが不明確となっているからである。ここで念頭において

らる Praken の ASPIC⁺ においてもこれらの問題は生じるが、同システムにおいても無矛盾性等の観点から一定の望ましい性格が提案されることと見なされる。Praken, *supra* note 23, pp. 107ff. また、若木・新田・前掲注(13)・一二三頁以下も参照せよ。

(25) この defasibility と同じ語は、Hart が英米財産法上の概念を拡大するべく定義したものである。Herbert Lionel Adolphus Hart, *The Ascription of Responsibility and Rights*, 49 PROCEEDINGS OF THE ARISTOTELIAN SOCIETY 171-194 (1948)。人工知能と法 *Artificial Intelligence and Law* とされる領域において、この defasibility と似た概念は推論の非単調性と同視され、Hart の主張は法的推論の非単調性を指摘した先駆的な業績として参照されることがある。E. G. D. Almeida, *supra* note 8, p. 5; Ronald P. Loui, *Harts critics on defensible concepts and ascriptivism*, PROCEEDINGS OF THE 5TH INTERNATIONAL CONFERENCE ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE AND LAW - ICAIL 95 21-30 (1995)。もっとも、Hart の主張に対するこのような評価が適切かどうかという点については、やや慎重な検討を要するものであるようにも思われる。というのも、Hart の主張は日常言語学派の泰斗 J. L. Austin の主張を法的推論を対象として展開したものであるとの評価が存在するからである。参照、森際康友「法・言語・行為—H・L・A・ハートの法概念論の一分析—」法学協会雑誌九九卷一号(一九八二)五二頁以下。

(26) このような法的推論の性格は、実定法上の「客観的証明責任」という概念と対応するものと考えられる。客観的証明責任は一般に、当事者の立証活動にもかかわらず、当該事実に関して裁判官が存否不明という心象を持った場合にも裁判官には判決を行う義務があることから生じると説明される(例えば松本博之『証明責任の意義と作用』伊藤真ほか編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、二〇〇九)一八〇頁以下)が、これは先に見た常識推論の直面する問題と一致している。実際、Praken は証明責任の概念を議論フレームワークに基づいて分析することで法体系を横断した証明責任の分析ができると提案している。Praken, *supra* note 15, pp. 223f. また、人工知能研究者の佐藤はこのような点に着目し、実体法である民法の規範そのものではなく、むしろ民事訴訟における実際の適用に際して用いられる規範であるところの要件事実論を用いて法的推論を形式化するところを試みている。E. g., Ken Satoh et al., *Translating the Japanese Presupposed Ultimate Fact Theory into Logic Programming, in LEGAL KNOWLEDGE AND INFORMATION SYSTEMS: JURIX 2009: THE TWENTY-SECOND ANNUAL CONFERENCE* (Guido Governatori ed., 2009)。ここでは要件事実論の体系が、大きく手を加えることなく、議論推論の一種として捉えられるということが指摘されている。佐藤はそのほかにも、証明責任をはじめとした民事訴訟法上のいくつかの概念を論理プログラミング(一階述語論理のサブセットであるホーン節論理に失敗による否定 *Negation as Failure* という非単調推論の要素

を加えた体系)によって表現することができるといふことを指摘しており、民事訴訟法における証明論に対する非単調推論の研究成果を利用したアプローチの有用性が窺われる。佐藤健「証明責任とその周辺概念の論理プログラミングによる定式化」東京大学法科大学院ローレビュー四巻(二〇〇九)四六頁以下参照。

西村 友海 (にしむら ともうみ)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 中央大学大学院法学研究科博士前期課程

所屬学会 日本法哲学会、情報ネットワーク法学会

専攻領域 法哲学